

多様な働き方・人材確保に係る包括連携協定書（案）

伊勢市（以下「甲」という。）及び株式会社タイミー（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、多様な担い手の確保を通じた地域産業の活性化を図るとともに、多様な働き方の創出等を通じた地域共生社会の実現に向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源を活かした事業に協働で取り組むことにより、地域産業の活性化及び地域共生社会の実現を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）市内事業者の多様な担い手の確保及び雇用創出に関すること
- （2）多様な働き方の創出等に関すること
- （3）働きづらさを抱えた人への就労支援に関すること
- （4）産業振興に関すること
- （5）双方の事業の PR に関すること
- （6）その他、本協定の目的に沿うこと

2 甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容は協議の上、決定するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 本協定において秘密情報とは、本協定の期間中に甲又は乙が相手方から秘密である旨を明示して開示又は提供された情報をいう。ただし、口頭又は視覚的手段により開示された情報については、開示後14日以内に書面又は電磁的方法により秘密である旨を通知されたものに限り、秘密情報にあたるものとする。

2 前項にかかわらず、開示を受けた当事者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- （1）開示される以前に公知であった情報
- （2）開示される以前に自らが既に保有していた情報
- （3）開示された後、自らの責によらずに公知となった情報
- （4）開示された後、秘密情報とは関係なく、独自に開発して知得した情報
- （5）開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに適法に知得した情報

3 甲及び乙は、本協定による連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方の事前の承諾を要することなく、当該各号の第三者に対して必要な範囲で秘密情報を開示することができる。

- （1）法令又は裁判所等の公的機関から開示が義務づけられた場合。この場合、可能である限

り、開示に先立ち速やかに開示者に通知し、開示につき可能な限り開示者の指示に従うものとする

（2）弁護士、公認会計士その他法令上守秘義務を負う外部専門家に開示する場合。

4 本協定が理由の如何を問わず終了した後も、本条の規定は3年間有効に存続するものとする。

（紛争の解決）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づきそれぞれが実施する事業において第三者との間に紛争が生じたときは、当該紛争が相手方の責に基づく事由により生じた場合を除き、自己の責任において誠意を持って対応し、解決に当たるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体との関係を現在及び過去において有しておらず、かつ将来も一切関係を持たないことを確約する。

2 甲又は乙について、前項の確約に反することが判明した場合は、その相手方は、何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。

3 前項の規定により本協定を解除した当事者は、相手方に対し、損害の賠償を請求することができ、他方、解除された当事者は、相手方に対し、その損害について一切の請求を行わない。

（知的財産等の使用）

第8条 甲は、乙が甲のロゴ・標章等（以下「ロゴ等」という。）を、乙の自社ホームページ、オウンドメディア、各種メディア等の広告媒体（YouTube、X、Facebook、LINE等のソーシャルメディアを含む）、営業活動用資料等は無償で使用することを承諾するものとする。

2 前項に定めるロゴ等の使用期間は、本協定の有効期間に準ずるものとする。ただし、乙が前項に定める使用範囲を逸脱してロゴ等を使用した場合、甲は乙に対しロゴ等の使用の中止を求めることができるものとする。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の記名、押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年7月30日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
市長 鈴木 健一

乙 東京都港区東新橋1丁目5番2号
汐留シティセンター35階
株式会社タイミー
代表取締役 小川 嶺